

国民健康保険第三者の行為による傷病届について

国民健康保険(国保)では、加入者が交通事故など、第三者の行為によって傷病を受けた場合、国保被保険者証を使って治療を受けることができます。

これは、**本来、第三者(加害者)が責任に応じて負担すべき治療費や介護給付費を、保険者(市町村)が一時的に立替払いをするもの**で、後日、保険者(市町村)から第三者(加害者)へ請求いたします。

※第三者(加害者)の行為により、被保険者が交通事故などで傷病を受けた場合の保険給付費は、原則として加害者が負担すべきもので損害賠償に含まれます。

【手続きに必要なもの】

1. 第三者行為による傷病届
2. 事故発生状況報告書(※任意様式可)
3. 同意書
4. 交通事故証明書(写し) 又は 事故証明書入手不能理由書
5. 人身事故証明書入手不能理由書(人身事故扱いの交通事故でない場合、人身事故であっても交通事故証明書に被保険者氏名が無い場合)
6. 車検証の写し(第三者の自賠償保険が車台番号で契約されている場合のみ。)
7. 示談書の写し(示談書が作成されている場合のみ。)

各届出書にご記入のうえ、館山市役所市民課国保係までご提出ください。

※ 任意保険等使用事案において、国民健康保険が利用された場合の手続きについては、平成28年4月1日より、館山市が求償事務を委任しております千葉県国民健康保険団体連合会と一般社団法人日本損害保険協会等との間にて「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」の締結がされております。ご協力よろしくお願いたします。

問い合わせ先・提出先

〒294-8601

館山市北条1145番地の1

館山市役所市民課国保係

電話(直通): 0470-22-3428

書類作成にあたっての留意事項

- (1) 被保険者（被害者）、加害者等の氏名等に誤りがないようお願いいたします。
- (2) 「第三者行為による傷病届」の届出者、被保険者の記号番号等については、被保険者の保険証で確認できます。保険者番号等と間違えるケースが多いためご注意ください。

第三者行為による傷病届		内 容	
項 目			
届出者・届出先	被保険者証記号番号 / 保険者名	被保険者証記号番号 05-12345678 1	保険者名 館山市
	保険者の住所(届出先)	〒 294-8601 館山市北条1145-1	
(被害者)	被保険者氏名 ※国民健康保険の場合は世帯主氏名	ふりがな 氏名 館山 一郎 3	印
	氏名 / 性別 / 年齢	ふりがな 氏名 館山 太郎	男性 / 女性 <input type="radio"/> 〇〇歳
	続柄 / 生年月日	届出者との関係 子	昭和〇年〇月〇日
	住所 / 電話	〒 294-0045 館山市北条1145番地の1	TEL 0470 (22)〇〇〇〇
(加害者)	氏名 / 性別 / 年齢	ふりがな 氏名	男性 / 女性 <input type="checkbox"/> 歳
	住所 / 電話	〒	TEL ()

被害者(国保加入者)の保険証

千葉県	有効期限	記号	05 1
国民健康保険	平成〇年〇月〇日	番号	12345678
被保険者証			
氏 名	館山 太郎 2		
生 年 月 日	昭和〇年〇月〇日	性 別	男
住 所	館山市北条1145番地の1		
世帯主氏名	館山 一郎 3		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
高齢者給付証有効期日	平成〇年〇月〇日	一般給付金の割合	2割
交付年月日	平成〇年〇月〇日		
保険者番号	120055	交付者名	千葉県館山市

- (3) 交通事故証明書の入手が出来ない場合、事故証明書入手不能理由書の提出をお願いいたします。また、その交通事故が物件事故である場合や被保険者が交通事故証明書に氏名記載がない場合は、人身事故証明書入手不能理由書の提出も併せてお願いいたします。
- (4) 交通事故が理由の治療が完了する前に、75歳に到達する場合や、介護サービスの利用を始める場合、後期高齢者医療制度や介護保険制度にて再度第三者行為の傷病届の提出が必要となりますのでご了承ください。
また、その場合には下記担当へ必ずご連絡下さいますようお願いいたします。
後期高齢者医療制度担当：市民課高齢者医療年金係 0470-22-3418
介護保険制度担当：高齢者福祉課介護保険係 0470-22-3489
- (5) 館山市では、第三者行為の傷病届を受領した後、求償事務を千葉県国民健康保険団体連合会（国保連）へ委任しております。書類内容の確認や求償関係のお電話を国保連の職員からさせていただく事がございます。ご了承ください。